

岡山県介護保険制度推進委員会

<第9期岡山県高齢者保健福祉計画

・介護保険事業支援計画の策定について>

令和5年3月20日（月）

岡山県保健福祉部長寿社会課

第9期岡山県高齢者保健福祉計画・岡山県介護保険事業支援計画の策定について

第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の計画期間が令和5年度で終了することから、老人福祉法第20条の9第1項及び介護保険法第118条第1項に基づき、老人福祉事業の供給体制を確保するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するため、第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を策定する。

1 計画策定の趣旨

高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療サービスと福祉サービスの提供体制を計画的に整備するため、計画を策定するものである。

2 計画の性格

計画は、次のような性格を有する。

- (1) 老人福祉法第20条の9第1項に規定する老人福祉計画と介護保険法第118条第1項に規定する介護保険事業支援計画とを一体のものとして、都道府県が策定する計画
- (2) 市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画
- (3) 県政の総合的な計画である「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本方針等に沿って策定する本県における高齢者施策推進の基本となる計画
- (4) 「岡山県保健医療計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画」と整合性を確保するとともに、「岡山県地域福祉支援計画」、「岡山県障害福祉計画」、「岡山県医療費適正化計画」、「健康おかやま21」、「岡山県住生活基本計画・岡山県高齢者居住安定確保計画」、「岡山県地域防災計画」及び「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」と調和を保った計画

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

4 計画の内容

(1) 老人福祉圏域の設定

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域を定める。(第8期計画までは岡山県保健医療計画に定める二次保健医療圏と一致)

(2) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

市町村が介護保険事業計画策定のために推計した見込み等を基に定める。

(3) 自立支援・重度化防止、介護給付適正化の取組への支援に関する取組及び目標

市町村が行う自立支援等の取組への支援に関して取組及び目標を定める。

(4) その他

国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて策定する。

5 計画策定の方法

市町村との連携を図りながら、岡山県介護保険制度推進委員会において検討を行うとともに、「おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）」で募集する県民からの意見を反映の上、策定する。

6 計画策定のスケジュール（案）

令和5年 5月	○介護保険制度推進委員会
8月	・市町村との調整 (施策のポイントの調整)
9月～10月	○介護保険制度推進委員会（計画骨子案） ・市町村との調整 (介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みの調整)
11月	○介護保険制度推進委員会（計画素案） ・市町村からの意見聴取
12月	・計画素案の決定 ・パブリックコメントの実施 ・関係団体からの意見聴取
令和6年 2月	○介護保険制度推進委員会（計画案）
3月	・計画の策定